

岡垣町中学校部活動地域展開推進計画

～市区町村等は、幅広い関係者による協議会を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められる。～

文部科学省：R7年12月22日「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

令和8年3月

岡垣町教育委員会

目 次

はじめに

第1章 中学校部活動の役割と現状

1. 学校教育活動としての部活動の役割..... 4
2. 部活動を取り巻く現状..... 5

第2章 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月公表）の内容

1. 改革の理念..... 7
2. 改革期間及び取組方針..... 7
3. 休日の地域クラブ活動について..... 8

第3章 地域展開の方向性

1. 岡垣町における中学校部活動の地域展開の基本方針..... 9
2. 地域展開へのスケジュール..... 10

第4章 新たに設置する「休日の地域クラブ活動」

1. 地域クラブ活動の構築..... 12
2. 地域クラブ活動の位置付け..... 12
3. 運営団体・実施主体..... 13
4. 参加者..... 14
5. 指導者の登録・研修等..... 14
6. 地域クラブ活動における会費及び保険の在り方..... 15
7. 地域におけるスポーツ及び文化施設の確保..... 16
8. 活動時間..... 16
9. 現時点で想定される主な課題..... 16
10. その他..... 16

おわりに

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化の進展等により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは困難になりつつあり、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める、これまでの指導体制を継続することは、学校における働き方改革が進む中で、より一層厳しくなっている。

このような中、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を将来にわたり実現するためには、学校と地域が連携・協働し、学校部活動の在り方について速やかに改革に取り組むとともに、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

平成30年にスポーツ庁及び文化庁が「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定して以降、平成31年・令和元年には、中央教育審議会等において、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域での取組とする必要性が指摘された。さらに、令和2年スポーツ庁等の通知「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする」ことが示された。

このような情勢を受けて、令和4年12月には、スポーツ庁、文化庁は部活動の地域移行を掲げ、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むことを示した。

福岡県においては、令和5年3月に「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」が策定され、休日の学校部活動を地域クラブ活動への

移行を推進することが示された。さらに令和7年12月、文部科学省は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、中学校等を設置する市区町村等が改革の責任主体となり、原則、休日の全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すことを示した。

岡垣町では、令和6年度に設置した「岡垣町部活動地域移行検討協議会（令和8年1月以降「岡垣町部活動地域展開検討協議会」）」（以下、「検討協議会」という。）において、町内中学校の部活動の在り方について協議を重ね、部活動改革の方向性をまとめることとした。

本推進計画は、検討協議会での意見を踏まえて、子どもたちが将来にわたりスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向けて、今後の取組み方針についてまとめたものである。

本推進計画の策定により、地域、学校、保護者、生徒等関係者に対して取組みの背景や方針、具体的な取り組み内容、スケジュール等について周知し、理解と協力を得ていく。

第1章 学校部活動の役割と現状

1. 学校教育活動としての部活動の役割

(1) 学校教育における部活動の位置付け

学校の教育活動は、教育課程と呼ばれる学習指導要領に示された内容（各教科、総合的な時間、特別活動等）と、教育課程外と呼ばれる授業時間外に行われる教育的活動（部活動、放課後の補習、ボランティア活動等）で構成されている。

部活動は、教育課程外の活動であり、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではない。しかし、生徒にとって多様な学びの場として教育的意義が大きいことから、学校の教育活動の一環として計画され実施されている。また、平成29年3月告示の中学校学習指導要領において、部活動は以下のように位置付けられている。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）抜粋

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動と連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実情に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取り扱い

2 第2の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

※学習指導要領における取扱いについては、実行会議の最終とりまとめの内容も踏まえつつ、今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告予定。

(2) 部活動の意義

中学生の時期は、心身ともに大きく成長し、社会性を培う重要な時期である。部活動は学年を越えた交流を通して、協調性や思いやりを育むとともに、生徒同士や教員との人間関係を深める機会となる。目標に向かって努力を重ね、その成果を共有する経験は、自己肯定感を高め、自信の形成につながる。また、仲間との協働を通して好ましい人間関係を築くとともに、考えを伝え合い、支えあう中で、自然にコミュニケーション能力も養われる。このように、部活動は心身の鍛錬にとどまらず、社会の一員として必要な力を育成する教育活動として大きな意義を有している。

2. 部活動を取り巻く現状

部活動は生徒にとって、心身を鍛え、仲間と協力しながら成長できる貴重な場である。しかし、今日においては、部活動は、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、次のような課題が生じている。

- ・ 少子化の進行に伴い、部員数が減少し、希望する種目での活動が困難になってきている。
- ・ 専門性（経験）のない部活動を担当する教員が多く、指導に関する負担感がある。
- ・ 教員の育児や介護等により、顧問を配置できない場合がある。
- ・ 教員の長時間勤務の要因となっており、試合や練習で休日を取ることができない場合がある。

【参考：令和7年6月1日現在の部活動】

種目	岡垣中学校		岡垣東中学校	
	有無	外部との関わり	有無	外部との関わり
軟式野球（休日合同）	○		○	
サッカー（休日合同）	○	+外部コーチ	○	
ソフトテニス	○		○	
硬式テニス	○※	大会時のみ教師（顧問）引率		
体操	○※	大会時のみ教師（顧問）引率		
空手	○※	大会時のみ教師（顧問）引率		
陸上	○		○※	大会時のみ教師（顧問）引率
水泳	○	はるおか岡垣を利用	○	はるおか岡垣を利用
バレー	○		○	
バスケット	○	+外部コーチ	○	+外部コーチ
バドミントン	○	+外部コーチ	○	
卓球	○	+外部コーチ	○	+外部コーチ
剣道	○	+外部コーチ、岡垣町民武道館	○	+外部コーチ、岡垣町民武道館
柔道	○	+外部コーチ、岡垣町民武道館	○	+外部コーチ、岡垣町民武道館
吹奏楽	○	+外部コーチ		
美術	○		○	+外部コーチ
家庭	○			
部活動数	17部活動		12部活動	

※正式な部員の募集はなく、大会のみ引率している部活

軟式野球部及びサッカー部：令和7年度から休日を中心に岡垣中学校及び岡垣東中学校との合同部活動を実施している。

第2章 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月公表）の内容

1. 改革の理念

- ・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。
- ・これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要。
- ・障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

2. 改革期間及び取組方針

（1）改革期間

【中間評価】

令和8年度～10年度

改革実行期間（前期）

令和11年度～13年度

改革実行期間（後期）

（2）取組方針

休日・・・改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に地域展開等に着手。

平日・・・各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進。まずは国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情に応じた取組を実施。

3. 休日の地域クラブ活動について

(1) 地域クラブ活動とは

- ・地域クラブ活動は学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環としてとらえることができる。
- ・地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図るものとする。
- ・地域クラブ活動は競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とする。

(2) 主な国の地域クラブ活動認定要件

- ・適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ・活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ・適切な指導の実施体制が確保されていること。

第3章 地域展開の方向性

1. 岡垣町における中学校部活動の地域展開の基本方針

急激な少子化が進む中であっても、子どもたちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動を確保・充実するためには、これまで中学校単位で行われてきた部活動を地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障する必要がある。

そこで、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進するとともに、子どもたちが生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しみ・楽しむための環境づくりを行うため、以下の方針により休日のスポーツ・文化芸術活動の場を「学校」から「地域」へと展開していく。

(1) 共に楽しみ、「好き」を育む部活動の推進

競技性や成果のみに偏重するのではなく、共に楽しみ、学び合うことを重視した部活動を推進する。生徒一人ひとりが自らの「好き」や「得意」を生かしながら、互いを認め合い、支え合い、高め合う活動を通して、自己肯定感や協働の喜びを育み、生き生きと活動する環境づくりに努める。

(2) 生徒の活動機会の確保

学校部活動を広く地域に開き、地域の団体や人材、保護者、部活動経験者の教員等、多様な関係者が連携して支え、生徒の興味・関心に応じた豊かで幅広い活動機会の確保に努める。

(3) 教員の働き方改革と教育の充実

令和8年4月1日に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されることにより、教員の働き方改革をさらに推進し、授業や学校行事等、教育課程の一層の充実を図るとともに、心身の健康を守り、メンタルヘルスを維持・向上させる。

2. 地域展開へのスケジュール

(1) 休日

令和10年度2学期から休日の学校部活動を廃止し、「岡垣町認定地域クラブ活動（以下、「地域クラブ活動」という。）」へと展開する。令和8年後半から、休日の学校部活動は段階的に縮小する（表1）。

（表1：休日の学校部活動の段階的縮小）

時期	令和8年度	令和9年度	令和10年度まで
前半（4月～8月）	【休日】今まで通り	【休日】月3回まで	【休日】月2回まで
後半（9月～3月）	【休日】月3回まで	【休日】月2回まで	【休日】地域クラブ活動へ移行

また、令和8年度から令和10年度1学期までの期間において、地域クラブ活動の設立・運営体制の整備を行うとともに、学校や保護者、地域等への周知等を適宜行う（図1）。

図1：スケジュール

内容 年度	令和7年度			令和8年度												令和9年度												令和10年度											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬																														
今後の在り方決定（庁議）	●																																						
地域展開検討協議会		●				●			●			●					●		●										●		●			●					
議会報告（全協）																																							
入学説明会（学校実施）（対象：小6年生及び保護者）		●												●														●											●
保護者説明会（商家・学校実施）（対象：小6年生の保護者）							●											●																					
地域展開推進計画策定						●																																	
認定要件・指導者登録要件検討																																							
コーディネーター配置																																							
教職員兼職兼業制度構築																																							
休日の部活動廃止（クラブへの地域展開）																																							

(2) 平日

令和7年度末から教育課程の改編を行い、部活動終了時間を早めるととも

に、平日の部活動回数を原則週3回とする（表2）。令和10年度2学期以降も原則として平日の学校部活動は引き続き実施し、国の部活動改革の動向及び岡垣町の状況を踏まえ方針を決定する。

表2：教育課程の改編

時期	令和8年度以降
内容	【平日】週3回まで 17時30分完全下校

第4章 新たに設置する「休日の地域クラブ活動」

1. 地域クラブ活動の構築

地域クラブ活動は学校部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するために、幅広い活動機会を創出するものである。

町は、国の要件に基づいて地域クラブ活動に該当する団体の認定制度を整備する。

【国の地域クラブ活動認定要件】（令和7年12月文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」より。以下「国ガイドライン」という。）

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動や文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む）。
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版DBSの活用を含めた不適切行為の防止徹底等）
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること。
- ⑥適切な運営体制が確保されていること。
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること。

2. 地域クラブ活動の位置付け

地域クラブ活動は学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環としてとらえることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。そのため、地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継

承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図るものとする。

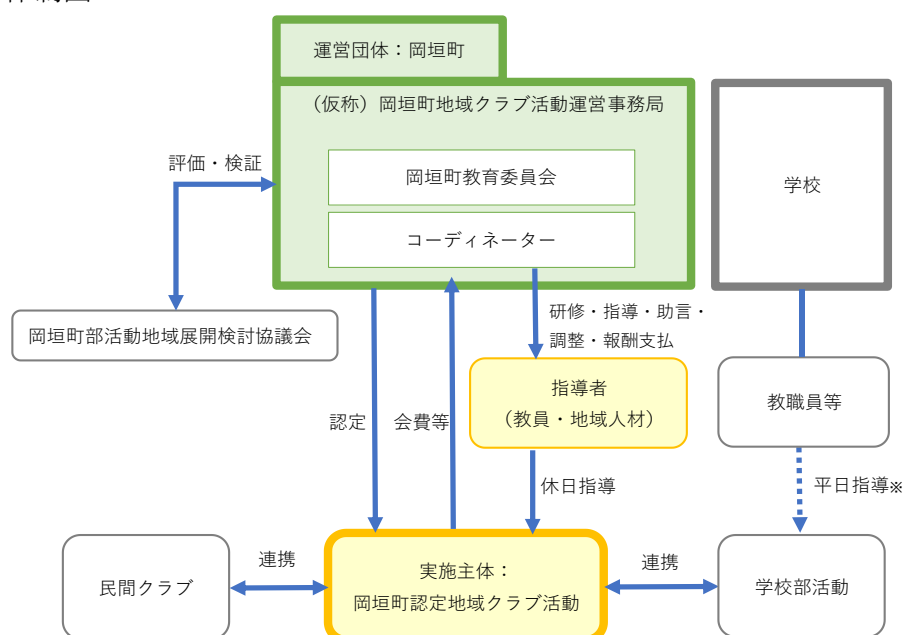
これを踏まえ、地域クラブ活動は競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とする。

したがって、自主運営型民間クラブが行うスポーツや文化・芸術活動については、独自の取り組みとして行われているものであり、地域クラブ活動は、自主運営型民間クラブとは差別化を図ったものとなる。

3. 運営団体・実施主体

地域展開を進めるにあたり、各地域クラブ活動を総括する団体である運営団体を岡垣町、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体である実施主体を各地域クラブ活動とし、岡垣町と各地域クラブ活動が連携して本事業を推進する。地域クラブ活動運営事務局（以下、「事務局」という。）を岡垣町教育委員会に置き、事務局には地域展開コーディネーターを配置することにより関係者との連携を円滑にする（体制図：図2）。地域クラブ活動における運営団体と実施主体の役割分担については今後検討する（役割分担の想定：表3）。

図2：体制図



※今後の国の動向等により変更の可能性有

表 3：運営団体と実施主体の役割分担

内容	主な役割	役割
運営・管理	・運営方針、運営計画の策定	運営団体 (町)
	・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応	
	・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化	
	・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成	
	・保険加入状況や補償内容の確認	
	・リスク管理等の研修実施	
	・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理	
	・指導者の確保	
	・入会手続、会費徴収	
活動実施に向けた準備	・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込・運営従事	実施主体 (各地域クラブ活動)
	・活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保	
	・学校との連携・情報共有	
	・活動計画の作成、活動スケジュールの調整(日時・場所・指導者)	
活動実施	・参加者・保護者との連絡(活動内容や出欠確認等)	
	・安全確保の取組	
	・ニーズを踏まえた活動の実施	
	・体験会の開催	

4. 参加者

地域クラブ活動の参加者は、当面は岡垣町に住民登録されている中学生とする。従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動が苦手な生徒等活動への参加を希望するすべての生徒を想定する。

5. 指導者の登録・研修等

平日の部活動指導者である顧問に代わる指導者を登録制とする。事務局が窓口となり、指導者の登録を行う。指導者としては、兼職兼業の教員、退職教員、スポーツ・文化芸術団体の指導者、スポーツ推進委員、競技経験のある大学生等様々な関係者が想定されるが、地域の人材や指導を希望する教員を優先する。万一、地域や学校で地域指導者がいない場合は、他地域の指導者を受け入れることとする。

また、指導者による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止を徹底し、地域クラブの活動に参加する生徒が安全・安心に取り組めるよう、事務局において指導者の研修等を行う。

6. 地域クラブ活動における会費及び保険の在り方

地域クラブ活動に係る経費を国、県、町及び保護者で負担する。地域クラブ活動の会費については、原則受益者負担とし、運営団体である町は活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費を設定する。

また、地域クラブ活動は学校管理下ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となる。そのため地域クラブの活動中における怪我や事故、損害賠償に備えるためにスポーツ安全保険等に参加する。地域クラブ活動を運営する上での瑕疵責任については表4のとおりとなる。

表4：地域クラブ活動運営上の瑕疵責任

			地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			活動場所（町立中学校）の施設・
			①地域クラブの瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	設備の瑕疵に起因する事故等
地域 ク ラ ブ 活 動	運 営 団 体	町	町 ・指導者（故意又は重過失の場合には町から求償） 【国家賠償法1条】	生徒（保護者） ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」等 【民間保険】	町 【国家賠償法2条】	
		町以外の団体	団体 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）等 【民間保険】	生徒（保護者） ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」等 【民間保険】		
		（参考） 学校部活動	町 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能。 【国家賠償法1条】	町 ・指導者（故意又は重過失の場合には町から求償） 【国家賠償法1条】		生徒（保護者） ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外。 【民間保険】

7. 地域におけるスポーツ及び文化施設の確保

各々の地域クラブ活動が地域展開コーディネーターと連携して、活動場所の手配を行う。スポーツ活動については、小中学校の体育館やグラウンド、社会体育施設を使用する。文化芸術活動については、中学校の音楽室や美術室、社会文化施設を使用する。学校施設の利用については、地域クラブ活動を優先とする。

8. 活動時間

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、活動時間は、休日において1日3時間以内とし、月2回とする。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動とする。

※国ガイドラインでは、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間は、平日1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週あたりの活動時間は11時間程度の範囲内とすることとされている。

9. 現時点で想定される主な課題

令和10年度2学期からの休日の地域展開を行うにあたり、現時点で想定される課題は以下のとおりである。

- ・会費が受益者負担となることで、保護者に新たな負担を求めることになる。
- ・自主運営型民間クラブが中体連への登録を拒む場合、生徒が大会等に出場する機会がなくなる。
- ・地域クラブ活動の指導者である兼職兼業教員が別自治体に異動した場合、新たに赴任した教員が兼職兼業を申請するか未定であり、指導者を確保できない可能性がある。

10. その他

今後、国の方針が変更された場合は、岡垣町としてもその方針を受け、再度検討するものとする。

おわりに

学校部活動がこれまで担ってきた、スポーツや文化芸術活動を通じた中学生の健やかな成長への保障は、教員の献身的な支えによるものであった。

しかし、少子化の進展等により、今後も部活動を従前と同様の体制で運営することは困難となり、多くの部活動が持続できない厳しい状況が訪れることが予想される。加えて、専門性や自らの意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの体制についても見直す必要がある。

将来的に、地域クラブ活動が性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、中学生だけでなく、他の世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動を行うことができる環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになることや、生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進されること等を目指して、地域クラブ活動の充実を図っていくことが重要である。

本推進計画は、教員、中学生、保護者及び地域の理解と協力のもと、学校部活動の新たな地域展開に向けた取組を進めるための第一歩として策定したものである。

今後は、本推進計画に基づく取り組みを進めることで、スポーツ・文化芸術活動を通じて岡垣町の振興に寄与することを目指していく。